

①

議 案 ⌈ 令和4年2月3日 ⌋  
第1回水戸市議会臨時会

市議会議案第1号	令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）……………	1
報 告 第1号	専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号））……………	5
〃 第2号	専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号））……………	9

# 令和4年第1回水戸市議会臨時会議案

市議会議案第1号

## 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第10号）

令和3年度水戸市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,686,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

令和4年2月3日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 34,607,471	千円 345,000	千円 34,952,471
	2 国庫補助金	15,294,859	345,000	15,639,859
17 県支出金		8,825,475	192,901	9,018,376
	2 県補助金	2,348,685	192,901	2,541,586
21 繰越金		3,058,081	40,000	3,098,081
	1 繰越金	3,058,081	40,000	3,098,081
22 諸収入		3,978,636	99	3,978,735
	5 雑入	2,856,856	99	2,856,955
歳入合計		133,108,481	578,000	133,686,481

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	交通政策経費	千円 13,500
3 民生費	1 社会福祉費	ひとり親世帯緊急生活支援金経費	383,000
	2 児童福祉費	障害児福祉経費	15,200
7 商工費	1 商工費	商業振興経費	120,000
		観光事業経費	46,300

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2 総務費		千円 16,694,613	千円 13,500	千円 16,708,113
	1 総務管理費	14,456,835	13,500	14,470,335
3 民生費		56,521,255	398,200	56,919,455
	1 社会福祉費	25,052,638	383,000	25,435,638
	2 児童福祉費	21,742,139	15,200	21,757,339
7 商工費		1,565,692	166,300	1,731,992
	1 商工費	1,565,692	166,300	1,731,992
歳出合計		133,108,481	578,000	133,686,481

報告第1号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度水戸市一般会計補正予算（第8号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年2月3日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

令和 3 年度水戸市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度水戸市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,107,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 129,208,481 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により処分するものである。

令和 3 年 12 月 22 日 処分

水戸市長 高 橋 靖

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 28,601,164	千円 2,107,000	千円 30,708,164
	2 国庫補助金	9,288,552	2,107,000	11,395,552
歳 入 合 計		127,101,481	2,107,000	129,208,481

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 50,514,255	千円 2,107,000	千円 52,621,255
	2 児童福祉費	19,635,139	2,107,000	21,742,139
歳 出 合 計		127,101,481	2,107,000	129,208,481

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	2 児童福祉費	子育て世帯臨時特別給付金経費	千円 2,107,000

報告第2号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度水戸市一般会計補正予算（第9号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和4年2月3日提出

水戸市長 高橋 靖

第 1 表 歳入歳出予算補正

令和 3 年度水戸市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度水戸市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133,108,481千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により処分するものである。

令和 4 年 1 月 11 日 処分

水戸市長 高 橋 靖

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 30,708,164	千円 3,899,307	千円 34,607,471
	2 国庫補助金	11,395,552	3,899,307	15,294,859
22 諸収入		3,977,943	693	3,978,636
	5 雑入	2,856,163	693	2,856,856
歳 入 合 計		129,208,481	3,900,000	133,108,481

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 52,621,255	千円 3,900,000	千円 56,521,255
	1 社会福祉費	21,152,638	3,900,000	25,052,638
歳 出 合 計		129,208,481	3,900,000	133,108,481

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費	千円 3,900,000